

和歌山県移住者起業補助金交付要綱取扱要領

平成24年4月 2日制定
平成24年9月20日改正
平成25年4月 1日改正
平成28年4月 1日改正
平成29年4月 1日改正
令和 元年8月 1日改正
令和 3年4月 1日改正

和歌山県移住者起業補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び和歌山県移住者起業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第1 方針

年々進展する過疎化、高齢化に対して、県は本補助金により県内移住推進市町村（地域）における移住者に対して起業、事業承継又は第二創業に係る支援をすることで、県外に住む現役世代の移住受入を促進し地域の振興を目指すものである。

第2 補助金の交付対象者

要綱第3条に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 事業実施年度に地域課題解決型起業補助金の交付決定を受けた者
- (2) 事業実施年度の地域課題解決型起業補助金公募開始時における移住推進市町村（地域）へ、県外から移住した（する）者
- (3) 事業実施年度の4月1日において、移住した日の翌日から起算して3年を経過しない者
- (4) 事業実施年度の4月1日における年齢が60歳未満の者

第3 交付申請書の受付

- (1) 当該補助金の受給は1人1回とする。
- (2) 交付申請書の提出は地域課題解決型起業補助金の交付決定を受けた日から、補助対象事業の着手前までとする。
- (3) 交付決定後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。

第4 事業の着手

申請者は、当該補助金の交付決定後に事業に着手すること。

第5 補助金の交付の対象となる事業の期間

補助事業期間は、原則として、当該年度の1月31日までとする。